

市議会令和6年第3回定例会

# 議案及び議案資料

議案第48号～議案第53号

(第6集)

柏市

## 目 次

議案第48号	財産の取得の追認について（教師用教科書、副読本及び指導書、児童生徒用の副読本並びに一般図書）	1
議案第48号から第53号まで資料	財産（教師用教科書、副読本及び指導書、児童生徒用の副読本並びに一般図書）取得の追認関係	3
議案第49号	財産の取得の追認について（教師用教科書、副読本及び指導書、児童生徒用の副読本並びに一般図書）	5
議案第50号	財産の取得の追認について（教師用教科書、副読本及び指導書、児童生徒用の副読本並びに一般図書）	7
議案第51号	財産の取得の追認について（教師用教科書、副読本及び指導書、児童生徒用の副読本並びに一般図書）	9
議案第52号	財産の取得の追認について（教師用教科書、副読本及び指導書、児童生徒用の副読本並びに一般図書）	11
議案第53号	財産の取得の追認について（教師用教科書、副読本及び指導書、児童生徒用の副読本並びに一般図書）	13

財産の取得の追認について

柏市立小学校及び中学校における学習指導の用に供するため、次のとおり財産を取得したことについて、追認を求める。

令和6年9月27日提出

柏市長 太田和美

提案理由

令和2年度に柏市立小学校及び中学校で使用する教師用教科書等  
を取得したことについて、追認を求めたいので提案する。

1 取得した財産

(1) 教師用教科書 9, 224冊

(2) 教師用指導書 3, 141冊

(3) 一般図書 132冊

(4) 教師用及び児童生徒用の副読本 7, 098冊

2 契約の方法

随意契約

3 取得価格

59, 213, 468円

4 契約の相手方

柏市旭町一丁目1番4号

株式会社西口アサノ

代表取締役 浅野 肇

5 契約の年月日

令和2年4月1日

## 議案第48号から第53号まで資料

財産（教師用教科書，副読本及び指導書，児童生徒用の副読本並びに一般図書）取得の追認関係

### 1 追認を求める理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び柏市契約及び財産取得処分条例（昭和39年柏市条例第8号）第3条の規定により，予定価額2,000万円以上の動産の買入れについては議会の議決に付すべきであったところ，当該動産の買入れにつき議会の議決を受けていなかったもの

### 2 事案の概要

- (1) 柏市立小学校及び中学校の学習指導の用に供する教師用教科書，教師用指導書，一般図書並びに教師用及び児童生徒用の副読本（以下「教師用教科書等」という。）の購入については，その購入総量が購入に係る契約の締結時点では確定しないこと及び必要に応じて発注し，すぐに納品を受けられるようにしたいことから，単価契約の方式で当該購入に係る契約を締結していた。
- (2) 単価契約の方式での契約の場合，その契約金額は品目ごとの単価となることから，教師用教科書等の購入については，地方自治法及び柏市契約及び財産取得処分条例で定める議会の議決の対象（予定価額2,000万円以上の動産の買入れ）には該当しないとの認識の下，当該議会の議決を受けるための議案の提出は行っていなかった。
- (3) 今般，教師用教科書等の購入に関する他の地方公共団体での対応に関する報道を受け，改めて本市における教師用教科書等の購入に係る取扱いについて精査した。
- (4) 結果，教師用教科書等の購入総量は，当該教師用教科書等の購入に係る契約の締結時点では確定しないものの，購入することが確実に見込まれる数量がその大半を占めており，当該購入総量はおおむね確定しているものと捉えられることから，この場合に購入予定総額（契約単価に購入予定総量を乗じて得た額）が2,000万円以上となるときには，総価契約の方式で動産

の買入れを行う場合と同様に，議会の議決を受けるべきものとの判断に至った。

- (5) 以上から，その購入に係る契約の締結に当たり議会の議決を受けるべきであった，当該契約の締結時点における予定価額（購入予定総額）が2,000万円以上の教師用教科書等の購入6件（令和2年度：2件，令和3年度：2件，令和6年度：2件）について，議会の議決による追認を求めるものである。

財産の取得の追認について

柏市立小学校及び中学校における学習指導の用に供するため、次のとおり財産を取得したことについて、追認を求める。

令和 6年 9月 27日提出

柏市長 太田和美

提案理由

令和2年度に柏市立小学校及び中学校で使用する教師用教科書等を取得したことについて、追認を求めたいので提案する。

1 取得した財産

(1) 教師用教科書 10,484冊

(2) 教師用指導書 3,434冊

(3) 一般図書 154冊

(4) 教師用及び児童生徒用の副読本 7,363冊

2 契約の方法

随意契約

3 取得価格

65,898,457円

4 契約の相手方

柏市豊四季台四丁目1番3号21号棟108号

有限会社ハマジマ書店

代表取締役 濱島 義光

5 契約の年月日

令和2年4月1日

財産の取得の追認について

柏市立小学校及び中学校における学習指導の用に供するため、次のとおり財産を取得したことについて、追認を求める。

令和 6 年 9 月 2 7 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

令和 3 年度に柏市立小学校及び中学校で使用する教師用及び児童生徒用の副読本等を取得したことについて、追認を求めたいので提案する。

- 1 取得した財産
  - (1) 教師用教科書 2, 242冊
  - (2) 教師用指導書 715冊
  - (3) 一般図書 124冊
  - (4) 教師用及び児童生徒用の副読本 6, 967冊
- 2 契約の方法  
随意契約
- 3 取得価格  
23, 452, 779円
- 4 契約の相手方  
柏市旭町一丁目1番4号  
株式会社西口アサノ  
代表取締役 浅野 肇
- 5 契約の年月日  
令和3年4月1日

財産の取得の追認について

柏市立小学校及び中学校における学習指導の用に供するため，次のとおり財産を取得したことについて，追認を求める。

令和 6 年 9 月 2 7 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

令和 3 年度に柏市立小学校及び中学校で使用する教師用及び児童生徒用の副読本等を取得したことについて，追認を求めたいので提案する。

1 取得した財産

(1) 教師用教科書 2, 370冊

(2) 教師用指導書 784冊

(3) 一般図書 134冊

(4) 教師用及び児童生徒用の副読本 7, 453冊

2 契約の方法

随意契約

3 取得価格

25, 886, 274円

4 契約の相手方

柏市豊四季台四丁目1番3号21号棟108号

有限会社ハマジマ書店

代表取締役 濱島 義光

5 契約の年月日

令和3年4月1日

財産の取得の追認について

柏市立小学校及び中学校における学習指導の用に供するため、次のとおり財産を取得することについて、追認を求める。

令和 6年 9月27日提出

柏市長 太田和美

提案理由

柏市立小学校及び中学校で使用する教師用教科書等を取得することについて、追認を求めたいので提案する。

- 1 取得する財産（予定総量）
  - (1) 教師用教科書 8, 426冊
  - (2) 教師用指導書 2, 672冊
  - (3) 一般図書 135冊
  - (4) 教師用及び児童生徒用の副読本 7, 145冊
- 2 契約の方法  
随意契約
- 3 取得価格（予定総額）  
82, 484, 523円
- 4 契約の相手方  
柏市旭町一丁目1番4号  
株式会社西口アサノ  
代表取締役 飯合幸夫
- 5 契約の年月日  
令和6年4月1日

財産の取得の追認について

柏市立小学校及び中学校における学習指導の用に供するため、次のとおり財産を取得することについて、追認を求める。

令和 6年 9月27日提出

柏市長 太田和美

提案理由

柏市立小学校及び中学校で使用する教師用教科書等を取得することについて、追認を求めたいので提案する。

- 1 取得する財産（予定総量）
  - (1) 教師用教科書 8, 426冊
  - (2) 教師用指導書 2, 672冊
  - (3) 一般図書 135冊
  - (4) 教師用及び児童生徒用の副読本 7, 145冊
- 2 契約の方法  
随意契約
- 3 取得価格（予定総額）  
82, 484, 523円
- 4 契約の相手方  
柏市豊四季台四丁目1番3号21号棟108号  
有限会社ハマジマ書店  
代表取締役 濱島 義光
- 5 契約の年月日  
令和6年4月1日

